

— あんしん保証パック(i)R 会員規約 —

第1条（あんしん保証パック(i)会員規約の適用）

- 1 ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）の定める「3G 通信サービス契約約款」及び「4G 通信サービス契約約款」（以下「サービス約款」といいます。）に基づき当社と3G サービス(i)の提供を受けるための契約又は4G 通信サービス(i)の提供を受けるための契約、ソフトバンクモバイルオフィス(i)契約（以下総称して「サービス契約」といいます。）を締結し、且つ当社に対しあんしん保証パック(i)R 会員規約（以下「本規約」といいます。）に基づき当社のあんしん保証パック(i)R（以下「本会」といいます。）の入会を申込みされた方で、当社が入会を認めた方を本会員とします。
- 2 当社は本規約に基づき、本会員に対し本規約に定める会員特典（以下「特典」といいます。）を提供します。このサービスを以下「本サービス」といいます。
- 3 本規約に定める規定は全てサービス約款に準じるものとし、本規約に記載されていない内容で特段の規定がないものについては、サービス約款に記載されている内容によるものとします。
- 4 本規約において使用する用語で特段の規定がないものについては、サービス約款の用語の定義によるものとします。

第2条（本サービスの対象単位）

本サービスは、当社が本会への入会を認めた時点において契約者回線に接続されている移動無線装置に対して提供します。

第3条（本会入会条件）

本会への入会条件は、サービス契約を締結している者（以下「サービス契約者」といいます。）で且つ当該契約者に所有権が帰属する移動無線装置のうち「iPhone 6」、「iPhone 6 Plus」、「iPhone 5s」、「iPhone 5c」、「iPhone 5」、「iPhone 4s」、「iPad Air 2」、「iPad Air」、「iPad 第3世代」、「iPad 第4世代」、「iPad 2」、「iPad mini 3」、「iPad mini 2」、「iPad mini」(以下併せて「提供対象無線装置」といいます。))により当該契約者回線に接続して使用する方であることとします。ただしプリペイドプランは除きます。

第4条（会員特典の適用）

- 1 本会員は、提供対象無線装置を当社が指定する、本サービスのサービス取扱所（以下「サービス取扱所」といいます。）に提示のうえ、所定の書類等を提出することにより、本サービスの利用ならびに特典の提供等を受けることができます。それぞれの会員特典における適用条件は別途記載いたします。ただし、盗難・紛失等の事由により提供対象無線装置の提示が困難な場合は、この限りではありません。
- 2 当社が指定するサービス取扱所を介さない修理（総務大臣に登録済業者での修理も含みます）によって対象無線装置の製造番号の変更が行われた場合、それ以降は会員特典の適用を受けることができません。
- 3 以下の会員特典は、回復用携帯電話機引渡時に本サービスへ加入いただいていることを条件に適用いたします。
 - ・ メモリデータ復旧サポート
- 4 携帯電話の利用料金などの支払い債務に滞納がある場合、本サービスをご利用いただけません。
- 5 日本国外で修理した端末は割引適用外となります。

第5条（特典の提供対象）

- 1 当社が本サービスにおいて提供する特典の対象は、提供対象無線装置で、且つ現に契約者回線に接続しているものに限るものとします。
- 2 契約者回線に接続し得る提供対象無線装置が複数存在する場合は、当社に登録されている提供対象無線装置の販売履歴に照らして、最新のものを本サービスの特典の提供対象とします。

第6条（本会への入会の申込み）

- 1 本会への入会の申込みを行うときは、当社所定の手続きにより申込みものとします。
- 2 本会への入会の申込みは、サービス契約者が、提供対象無線装置の購入と同時に申込みものとします。ただし、「あんしん保証パック(i)」に既に加入されているサービス契約者が本会への入会の申し込みを行うときは、この限りではありません。

第7条（本会への入会の申込みの承諾と本会員の資格の取得）

- 1 当社は、本会への入会の申込みがあったときは、本規約により本サービスの提供ができない場合又はその申込みを承諾する事が技術的に困難な場合を除き、本会への入会を承諾し、本会への入会の申込みをした方(以下「申込者」といいます。)は本会員の資格を取得します。
- 2 当社は、申込者が、サービス契約に関する債務の支払いを過去に怠り、又は現に怠るおそれがあるときは、前項の規定にかかわらずその申込みを承諾しないことがあります。

第8条（退会手続）

本会員が本会の退会を希望する場合は、当社所定の手続きにより届け出るものとし、手続きが完了した時点で本会を退会し本会員の資格を喪失するものとします。

第9条（当社が行う退会手続）

- 1 当社は、本会員が、本会の月額使用料その他の債務について、その支払期日を経過しても支払わないときは、当社は本会員に対しなんらの催告等を要せず、本会員を退会させることができるものとします。
- 2 本会員が、次のいずれかに該当した場合、その他当社が不適格と認めた場合は、当社は本会員に対しなんらの催告等を要せず本会員を退会させることができるものとします。
 - (1) 入会時に虚偽の申告をした場合
 - (2) 本規約又はサービス約款のいずれかの規定に違反した場合
 - (3) 月額使用料等当社に対する債務の履行を怠った場合
 - (4) 特典の利用状況等が適当でないと当社が判断した場合
 - (5) 住所変更の届けを怠る等、本会員の責めに帰すべき事由により本会員の居所が不明となり、又は当社が本会員への通知・連絡が客観的に不能と判断した場合
 - (6) 修理業者（後掲「特典の内容及び適用条件」に定義する。以下同じ。）による提供対象無線装置の修理対応が終了した場合
- 3 本会員は、前各項に該当する場合には、その退会の日をもって本会員の資格を喪失するものとします。

第10条（サービス契約の解約）

提供対象無線装置を接続している契約者回線に係るサービス契約を解約したとき、電話番号・メールアドレスお預かりサービスに申し込んだとき、または機種変更したときは、本会員の資格を喪失し、本会を退会するものとします。

第11条（本サービス適用期間）

本サービスの適用期間は、本会への入会の申込みを受け当社がそれを承諾した日から退会の日までとします。

第12条（利用権の譲渡）

提供対象無線装置を接続している契約者回線に係るサービス契約について、利用権（3G サービス利用権、4G サービス利用権、ソフトバンクパケットサービス利用権又はソフトバンクモバイルオフィス利用権をいいます。以下同じとします。）の譲渡が行われたときは、当該提供対象無線装置についても同様に譲渡が行われたものとみなし、本会員の資格は譲受人に承継されるものとします。この場合、譲渡人の特典の適用実績もまた、譲受人にそのまま承継されるものとします。ただし、譲受人から本会員の資格の承継を希望しない旨の申し出があった場合は、利用権の譲渡承認の日をもって本会員の資格は消滅するものとします。

第13条（契約者識別番号の変更に伴う特典の適用）

本会員が、提供対象無線装置を接続している契約者回線の契約者識別番号の変更を行った場合は、当該契約者識別番号の変更を行う以前の特典の適用実績は、そのまま継承されるものとします。

第14条（月額使用料）

本会の月額使用料は、提供対象無線装置ごとに月額 550 円とします。

第15条（月額使用料の支払い）

- 1 当社は、本会の月額使用料をサービス契約に基づく料金等に合算して請求します。
- 2 本会員は、月額使用料を当社が指定する期日までに支払うものとします。
- 3 当社は、本会員が支払った月額使用料は理由の如何を問わず返還しないものとします。

第16条（月額使用料の日割り）

月額使用料は、請求月に従って計算するものとし、請求月の途中で本会への入会・退会による本会員資格の喪失等があった場合は、次により計算を行います。なお、計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

本会への入会	本会への入会の日から起算し、当該請求月の日数に従って、日割り計算を行います。
本会員の資格の喪失	本会員の資格の喪失の日までの当該請求月の日数に従って、日割り計算を行います。

第17条（月額使用料の無料期間の適用）

当社は、当社の定める条件を満たす本会員に対して、月額使用料を一定期間無料とする場合があります。

第18条（消費税相当額の加算）

第14条、第15条、第16条の規定により本会員が支払う金額は、それぞれに規定する額に消費税相当額（消費税法に基づき課税される消費税の額をいいます。）を加算した額とします。

第19条（延滞利息）

本会員は、月額使用料その他の債務（延滞利息を除きます。）について、その支払期日を経過してもなお、支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第20条（特典の提供義務の免責）

当社は、次の場合には特典の提供義務を免れるものとします。

- （1） 本会員の故意又は重過失によって生じた故障、盗難、紛失、水濡れ・全損等（以下総称して「故障等」といいます。）の場合
- （2） 戦争・動乱・暴動等によって生じた故障等の場合
- （3） 詐欺・横領等の犯罪によって生じた故障等の場合
- （4） 公共の機関による差押え、没収等によって生じた故障等の場合
- （5） 地震・噴火・火砕流・津波等の天災によって生じた故障等の場合
- （6） その原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかとなった故障等の場合
- （7） 本会員が月額使用料その他の債務の支払いを現に怠っている場合

第21条（特典の利用制限）

本会員は、本会への入会と同時に特典を利用できないものとします。ただし、「あんしん保証パック(i)」に既に参加されているサービス契約者が本会への入会の申し込みを行う場合は、この限りではありません。

第22条（修理内容の照会）

当社は、申請いただいた修理内容を確認、返金処理対応するために Apple へ修理内容に関する情報を照会する場合があります。その際、修理を実施した端末の機種名、シリアル番号および修理を実施した日付を書面の送付または電子的もしくは磁気的な方法等により Apple へ提供します。

第23条（DM、宣伝物の発送）

本会員は、当社が、サービス約款の規定に従い、サービス契約者に係る情報を利用する必要があることをあらかじめご承諾いただきます。

第24条（規約の変更、承認）

当社は、本規約、特典の内容を本会員に通知することなく変更することがあります。この場合には、特典及びその他の提供条件は、変更後の本

規約によります。

第25条（サービスの中止、変更、廃止）

当社は、当社の都合（修理業者による提供対象無線装置の修理対応が終了した場合を含みます。）により、本会員に対し何ら通知することなく、いつでも本サービスの全部又は一部を中止し、変更し、又は廃止することができるものとします。

— 特典の内容及び適用条件 —

修理代金(故障、破損、バッテリー交換)の割引

- （1）本サービスの特典(以下「本特典」といいます。)は、会員がソフトバンク正規取扱店で修理申込した場合、下記の表の割引率に基づき修理代金を割り引くものです。ただし、下記の表のとおり、割引額には上限額があります。
- （2）本特典の対象は、「画面の損傷」および「バッテリー交換」による修理代金、「保証対象外(OOW)サービス」による故障・破損の修理料金となります。アクセサリ類の修理・交換に関する修理代金、延滞料、消費税等は本特典の対象となりません。
- （3）本特典または「配送交換」をご利用後、機種変更の有無にかかわらず6ヵ月間は本特典をご利用いただけません。
- （4）当社に登録されている提供対象無線装置の販売履歴に照らして、最新の提供対象無線装置を本特典の提供対象とします。
- （5）修理業者の提供する修理内容、修理価格等が変更となった場合、下記の表の割引率および割引上限額を変更する場合があります。
- （6）提供対象無線装置について、修理業者による修理対応が終了した場合、修理対応の対象外である場合または修理が不可能である場合は、本特典を受けることはできません。

	割引率	割引上限額（税抜金額からの割引上限額です）
iPhone 4s	90%	24,000 円まで
iPhone 5	90%	31,000 円まで
iPhone 5s	85%	29,000 円まで
iPhone 5c	85%	29,000 円まで
iPhone 6	87%	33,000 円まで
iPhone 6 Plus	90%	36,000 円まで
iPad 2	95%	33,000 円まで
iPad 第4世代	95%	38,000 円まで
iPad Air	95%	33,000 円まで
iPad Air 2	100%	38,000 円まで
iPad mini	95%	27,000 円まで
iPad mini 2	95%	27,000 円まで
iPad mini 3	97%	37,000 円まで

※2017年11月1日現在

- （7）会員が、Apple、Apple Store または Apple 正規サービスプロバイダ（ただし当社にて別途指定するものに限り）（以下「修理業者」といいます。）で修理申込した場合は、上記の表の割引率および割引上限額に基づく割引額を会員の契約者回線に関する利用料金から割り引く、若しくは割引相当額のポイントをソフトバンクカードに一括還元します。ただし、以下の各項の条件・手続きがあります。
- （8）利用料金からの割引またはソフトバンクカードへの一括還元の申請に際しては、提供対象無線装置および修理業者にて発行された「請求明細書（お客様控え）」または「Apple 正規サービスプロバイダが発行する請求明細書」（以下、「修理帳票」といいます。）が必要となります。
- （9）当社指定の方法にて本特典の利用申請を行っていただきます。当社にて申請の審査を実施いたします。
- （10）iPad の修理においては、ソフトバンクカードへの一括還元はできません。
- （11）ソフトバンクカードへの一括還元を希望する場合、還元申請時にソフトバンクカードに入会していることが必要です。
- （12）本特典による割引対象の請求項目は、月々の「基本使用料金/通話料/通信用料/割引サービス定額料(W ホワイト、パケットし放題など)/オプション月額使用料金/各種手数料」です。割引対象の請求項目は予告無く変わる場合があります。

- (13) 月月割の対象期間中は、月月割適用後の残額に対して割引します。
- (14) 携帯電話機の分割支払金・賦払金、Apple Care Protection Plan 購入費、AppleCare+購入費、「エクスプレス交換サービス」利用料金、ソフトバンクまとめて支払いご利用分、ユニバーサルサービス料、および消費税等は割引の対象外です。
- (15) ひと月の利用料金の割引後も本特典による割引金額に残額が生じる場合は、残額を翌月の利用料金から割引します。以降、本特典による割引金額の残額が無くなるまで繰り返します。
- (16) 本特典による割引期間の途中、あるいはソフトバンクカードへの一括還元前に契約者回線を解約された場合、本特典による割引金額の残額がある場合であっても返金等はいりません。なお、利用料金からの割引は、解約月の利用料金の割引をもって終了とします。
- (17) 本特典による割引期間の途中で契約者回線を譲渡または承継された場合、譲渡または承継が発生した月から譲受者または承継者に対して本特典による割引金額の残額を利用料金から割引します。
- (18) 本特典による割引の開始月または一括還元する日は当社が指定します。
- (19) 特典利用申請日および特典利用申請の審査完了日に本サービスに加入していることが必要です。
- (20) 次の各項に該当する場合、割引済金額の一部または全額の返金請求および割引残額の取り消し等を行う場合があります。
 - ・1回の修理に対して複数回の申請が行われた場合。
 - ・修理帳票に改ざんが認められる場合。
 - ・本特典が適用された有償修理について、Apple から修理代金の返金が行われた場合。
- (21) 一度契約回線に対する月々の請求代金からの割引またはソフトバンクカードへの一括還元の申請をした場合、申請内容を変更することはできません。

配送交換

- (1) 配送交換特典（以下「本特典」といいます。）は、破損、故障した機種（以下、「故障機」といいます）を当社が指定する移動無線装置（以下、「交換機」といいます）に交換するものです。
- (2) 本特典のご利用は当社の契約者ご本人に限ります。
- (3) 故障機は、サービス契約者がソフトバンク正規取扱店（本項においては Apple Store を含みます。）で最後に購入された携帯電話機に限ります。
- (4) 本特典の対象は、以下の機種本体のみとなります。アクセサリ類は本特典の対象となりません。
「iPhone 6」、「iPhone 6 Plus」
- (5) 原則、同一機種（シリーズ・容量・カラー）の交換機としますが、在庫不足などにより同一機種への交換が困難な場合は、別途当社が指定する機種とさせていただきます。
- (6) 交換機は、未使用または短期間使用された携帯電話機、ならび故障修理・外装交換などのリフレッシュを行い新品同様の状態に初期化した電話機です。
- (7) 交換機は、外装に小傷が付いている場合があります。
- (8) 当社に登録されている提供対象無線装置の販売履歴に照らして、最新の提供対象無線装置を本特典の提供対象とします。
- (9) 携帯電話の利用料金などの支払い債務に滞納がある場合、本サービスをご利用いただけません。
- (10) 本特典の利用料金として次項に定められた料金を交換機発送日の属する請求月のサービス契約に基づく料金等に合算して請求します。
- (11) 前項に定めた料金は、次の通りとします。

iPhone 6、iPhone 6 Plus	22,000 円
------------------------	----------

- (12) 本特典または「修理代金の一部還元」の特典をご利用後、機種変更の有無にかかわらず、6 か月間は本特典をご利用いただけません。
- (13) サービス契約者が交換機を受取りをされない場合は、申込をキャンセルとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- (14) 交換機を受け取った時点で、交換機は契約者の所有物となり、故障機は当社の所有物となります。故障機は、交換機の到着から 14 日以内に当社へご返送ください。
- (15) 交換機は、返品ができません。（受領後のキャンセル不可）。ただし、交換機に初期不良がある場合には、受領後 14 日以内に当社お問合せ窓口にお申し出ください。お申し出いただいた後、当社にて在庫状況を確認の上、代替機を送付します。代替機を受け取った時点で、代替機は契約者の所有物となり、初期不良機は契約者の所有物となります。初期不良機は、代替機の到着から 14 日以内に当社へご返送ください。

- (16) 故障機に保存されているデータはバックアップを取り、データを削除した状態でご返送ください。故障機に残っていたデータに関し、当社は責任を負いません。
- (17) 故障機は、交換機の到着から 14 日以内に当社へご返送ください。
- (18) 故障機および初期不良機が(14)および(15)に定める期日までに返却されなかった場合、故意・過失の別なく、以下の違約金を当社に支払うものとし、この場合、違約金をお支払いいただいた時点で、故障機および初期不良機の所有権は、当社から契約者に移転します。
故障機および初期不良機の未返却 1 台につき 44,000 円
- (19) 故障機のご返送が確認できるまでは、機種変更、MNP 等、当社の他のサービスがご利用いただけません。
- (20) 故障機のご返送が確認できない場合、故障機に対し、端末ロック等により、利用制限を行うことがあります。利用制限に関連し、契約者または第三者に損害が発生したとしても、当社は責任を負いません。
- (21) ご返送いただいた故障機は、返却いたしません。
- (22) USIM カード、SD メモリカード、mini B-CAS カード等付属品はお預かりできません。
- (23) 故障機に USIM カード、SD メモリカード、mini B-CAS カード等付属品が添付されていた場合は、それらの付属品に対する所有権を放棄したものとみなし、原則廃棄させていただきます。
- (24) 故障機の割賦代金が残っている場合は、引き続きお支払いいただきます。
- (25) 交換機の無償修理期間は、故障機の無償保証期間の残期間を引き継ぎません。
- (26) 交換機の利用期間は、故障機の利用期間を引き継ぎます。
- (27) 本特典は、メンテナンスのため受付業務を一時中止する場合があります。
- (28) 本特典を申込み後の各種連絡は、電子メールを通じて行います。電子メールアドレスをお持ちでない契約者は、本特典の利用をご遠慮ください。
- (29) USIM カードの再発行が必要になる場合、別途当社が定めるカード発行手数料がかかります。
- (30) 本サービスご利用により、「Apple Care+」を含む Apple 社が提供する修理サービスがご利用になれない場合があります。
- (31) 当社経由で Apple care+にご加入された方は、本サービスをお申し込みいただけません。
- (32) 故障機をご返送いただく際には、必ずアクティベーションロック (iPhone を探す) を解除してください。
- (33) 法人回線でご契約の契約者は、ご契約内容により受付できない場合があります。
- (34) レンタルサービスをご契約の契約者は、受付できません。
- (35) 紛失・盗難の場合は本サービスをご利用いただけません。
- (36) 「Device Enrollment Program (Apple 提供) サポートサービス by SoftBank」をご利用の契約者は、本サービスをご利用いただけません。

トラブル（盗難・紛失・全損等）による機種変更代金の割引

- (1) サービス取扱所が提示する会員価格で機種変更することができます。
- (2) 当社が指定する移動無線装置に機種変更していただきます。
- (3) 新移動無線装置はその代金のお支払いと引換えにお渡しします。
- (4) 「トラブル（盗難・紛失・全損等）による機種変更代金の割引」もしくは「修理受付終了機種割引」、あんしん保証パックおよびあんしん保証パックライトの「水濡れ・全損保証サービス」「盗難・紛失保証サービス」もしくは「修理受付終了機種割引」、またはソフトバンクアフターサービスおよびスーパー安心パックの「盗難・全損保証サービス」を適用した日から起算して 6 カ月を経過する日までの期間は、機種変更の有無にかかわらず、「トラブル（盗難・紛失・全損等）による機種変更代金の割引」の適用を受けることはできません。
- (5) 盗難・紛失を理由としてトラブル（盗難・紛失・全損等）による機種変更代金の割引をご利用になる場合は、警察署への届出を証明する書類、若しくは当該事由を証明するその他の書類（以下総称して「証明書類」といいます）を提出していただきます。証明書類をご提出いただけない場合、トラブル（盗難・紛失・全損等）による機種変更代金の割引の適用を受けることはできません。
- (6) 全損を理由としてトラブル（盗難・紛失・全損等）による機種変更代金の割引をご利用になる場合は、全損した提供対象無線装置を新移動無線装置と引き換え時にサービス取扱所にて回収させていただきます。ただし、iPad は PC リサイクル制度の対象であるため、回収の対象外です。
- (7) 「トラブル（盗難・紛失・全損等）による機種変更代金の割引」に基づき移動無線装置の交換を行った場合、旧移動無線装置（サービス取扱所にて回収したものも含みます）を用いた 3 G サービスの利用を制限させていただきます。

- (8) 「トラブル（盗難・紛失・全損等）による機種変更代金の割引」に基づき移動無線装置を購入する場合、機種変更後も本会に入会いただけます。本会の入会受付が終了している場合は、本会に代わるサービスへ入会いただけます。

修理受付終了機種割引

- (1) 提供対象無線装置が故障した場合で、修理業者により有料修理対応可能期間が既に終了済みのときは、サービス取扱所が別途定める価格にて機種変更をご利用いただけます。機種変更の際に、ご契約中の料金プランおよびオプションサービスの変更を伴う場合があります。
- (2) 「修理受付終了機種割引」および「トラブル（盗難・紛失・全損等）による機種変更代金の割引」、あんしん保証パックおよびあんしん保証パックライトの「水濡れ・全損保証サービス」「盗難・紛失保証サービス」「修理受付終了機種割引」、またはソフトバンクアフターサービスもしくはスーパー安心パックの「盗難・全損保証サービス」を適用した日から起算して6ヵ月を経過する日までの期間は、機種変更の有無にかかわらず、「修理受付終了機種割引」の適用を受けることはできません。
- (3) 「修理受付終了機種割引」を理由とし機種変更代金の割引をご利用になる場合は、修理受付を終了した提供対象無線装置を新移動機無線装置と引き換え時にサービス取扱所にて回収させていただきます。ただし、iPad は PC リサイクル制度の対象であるため、回収の対象外です。
- (4) 「修理受付終了機種割引」に基づき移動無線装置の交換を行った場合、旧移動無線装置（サービス取扱所にて回収したものも含みます）を用いた3Gサービスの利用を制限させていただきます。
- (5) 「修理受付終了機種割引」に基づき移動無線装置を購入する場合、機種変更後も本会に入会いただけます。本会の入会受付が終了している場合は、本会に代わるサービスへ入会いただけます。

メモリーデータ復旧サポート

提供対象無線装置がメモリーデータ復旧サポートのサポート対象製品(サポート対象製品は随時変更されます。)の場合は、無償でご利用いただけます。

付則 本規約は 2019 年 2 月 1 日より適用いたします。

更新履歴

2021 年 4 月 1 日

2021 年 12 月 15 日

2023 年 1 月 20 日